前金払制度に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社が保証する前金払及び中間前金払の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

- 第2条 前金払の対象は、1件の請負金額が100万円以上で、かつ、法第2 条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証 を受けた次のいずれかのものとする。
 - (1) 請負工事
 - (2) 工事の設計及び調査
 - (3) 測量

(前払金の割合)

- 第3条 前払金の割合は、前条第1号にあっては請負金額の10分の4以内とし、同条第2号及び第3号にあっては請負金額の10分の3以内とする。 (前払金の請求)
- 第4条 前払金の支払を受けようとする者は、前払金請求書(第1号様式)に、 保証事業会社が発行する保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の対象)

第5条 中間前金払の対象は、前金払を受けている請負工事とする。

(中間前金払の要件)

- 第6条 中間前金払は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができる。
 - (1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事 実施期間の2分の1。以下同じ。)を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1))以上の額に相当するものであること。
- 2 前項の場合において、工期及び請負金額に変更があるときは、中間前金払 認定請求時点の工期及び請負金額によるものとする。

(中間前払金の割合)

第7条 中間前払金の割合は、請負金額の10分の2(工期が複数年にわたる 工事については、各年度の年割相当額の10分の2)以内とする。

(中間前金払と部分払の併用)

- 第8条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、中間前金払 の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えてすることができないものとする。
- 2 中間前金払の請求は、部分払の支払を受けた後は同一年度中にすることが できないものとする。

(中間前金払の認定)

- 第9条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(第2号様式)に工事履行報告書(第3号様式)その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と 認めたときは、請求書を受理した日から起算して7日以内に中間前金払認定 書(第4号様式)により通知するものとする。ただし、提出書類に不備等が あった場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により認定を受けた者が中間前払金の支払を受けようとすると きは、中間前払金請求書(第5号様式)に保証証書を添えて市長に提出しな ければならない。
- 4 中間前払金の支払については、第4条第2項の規定を準用する。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名 通知を行う請負契約から適用する。

前払金請求書

(消費税及び地方消費税額を含む。)

ただし、下記工事(業務)に係る前払金

記

- 1 工事(業務)名
- 2 工事(業務)場所
- 3 請負金額 金 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

上記のとおり請求します。

年 月 日

香芝市長 様

請負者 住 所

氏 名

中間前金払認定請求書										
								年	月	日
香芝	市長	様								
				請負者	住	所				
					氏	名				
下記工事について、中間前金払の認定を請求します。										
÷¬										
				記						
工事	1 名									
工事	番号									
工事	場所									
Т	期	着工	年	月	H					
	77/1	完 成	年	月	日					
請負金額		円(消費税及び地方消費税額を含む。)								
		工期の2	分の1を経済	過した日	3		年	月	日	
摘	要									
		添付書類								
		・工事履行報告書(第3号様式)								
		・工程表(予定工程と実施工程が対比していること)								
		・平面図(出来高がわかる着色をしていること)								
		・平面図(山木高がわかる有巴をしていること) ・工事全景写真								
		・工事王	尔勺共							

注 工期の2分の1を経過した日については、債務負担行為に係る契約では 当該年度の工事実施期間の2分の1を経過した日を記入すること。

工事履行報告書(中間前金払用)

年 月 日

香芝市長 様

請負者 住 所 氏 名

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工事名									
工事番号									
工事場所									
工期	着工	年	月 日						
上	完 成	年	月 日						
請負金額	円(消費税及び地方消費税額を含む。)								
工 種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備	考			
	9/	6 %	%	円					
小 計	100.0 %								
消費税及び地方消費税額									
合 計 金 額									

- 注 1 構成比は直接工事費に占める各工事費の構成割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、 出来高金額は工事価格(請負金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額)に占める構 成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。
- 注 2 出来高がわかる着色した平面図(施工済 赤、未施工 黄色)と工事の全景写真を併せて 添付すること。また、添付する工程表(当初の予定工程と実施工程が対比できるもの)と記 載内容が一致していること。

第4号様式(第9条関係)

中間前金払認定書									
				年	月	日			
(請負者) 様									
(認定者	f) 香芝市	長		ED				
下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払を行うことが									
できる要件を具備していることを認	定しま	きす。							
記									
工事名									
工事番号									
工事場所									
着工 年 工 期 · · ·	月	日							
^{工 期} 完 成 年	月	日							
請負金額	円(消費税及	び地方消	費税額	を含む	,)			
摘要									

中間前払金請求書

(消費税及び地方消費税額を含む。)

ただし、下記工事の中間前払金

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負金額 金 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

上記のとおり請求します。

年 月 日

香芝市長 様

請負者 住 所

氏 名